

一宮市学校教育推進会議委員の委嘱について

一宮市学校教育推進会議委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和2年6月25日

一宮市教育委員会

教育長 高橋 信哉

提案理由

一宮市における教育のあり方についての提言を受けるため、一宮市学校教育推進会議設置要綱第3条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市学校教育推進会議委員 委嘱候補者

委員氏名
しみず ひろし 志水 廣
こばやし のりゆき 小林 敬幸
ふかや けいすけ 深谷 圭助
まかい たこみ 坂井 辰美
ごとう ひろゆき 五藤 裕達
あさおか みわ 浅岡 美和
すずき ひろし 鈴木 洋志
せきぐち けいこ 関口 恵子
かんだ かずひこ 神田 和彦
たけうち あみさ 竹内 亜美沙
よしだ ともき 吉田 智揮
みなもと ようじ 皆元 洋司

備考	新任 再任
学識経験者 (大学名誉教授)	再
学識経験者 (大学准教授)	再
学識経験者 (大学教授)	再
教育関係者 (一宮市小中学校長会長)	新
その他教育委員会が認めた者 (元一宮市PTA連絡協議会会長)	再
その他教育委員会が認めた者 (元一宮市PTA連絡協議会母親代表会長)	再
その他教育委員会が認めた者 (元一宮青年会議所理事長)	再
教育関係者 (一宮市主席スクールカウンセラー)	再
教育関係者 (スクールソーシャルワーカー)	再
その他教育委員会が認めた者 (前一宮市新成人代表)	新
その他教育委員会が認めた者 (前一宮市新成人代表)	新
一宮市総合政策部長	再

2. 委嘱期間

令和2年6月25日から令和3年3月31日

一宮市学校教育推進会議設置要綱

(設置)

第1条 これからの一宮市の学校教育のあり方を考えるため、一宮市学校教育推進会議(以下「推進会議」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学校の教育課程・教育活動等に関すること
- (2) 教職員の研修に関すること
- (3) その他、学校教育の推進に関すること

(委員)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係行政担当者
- (4) その他、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とし、委嘱する日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後継者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、推進会議の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、教育委員会が招集する。

- 2 推進会議の会議は、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会教育文化部学校教育課において処理する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月24日から施行する。

一宮市学校給食審議会委員の委嘱について

一宮市学校給食審議会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和2年6月25日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

一宮市の望ましい学校給食のあり方について提言を受けるため、一宮市学校給食審議会設置要綱第2条及び第3条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市学校給食審議会委員 委嘱候補者

氏 名	備 考
わたなべ あきら 渡辺 昭	有識者 (修文大学 健康栄養学部教授)
はっとり きょうじ 服部 暁治	有識者 (元 一宮市 教育文化部長)
たかはし いち 高橋 一	有識者 (一宮市議会 経済教育委員会委員長)
さかい たつみ 坂井 辰美	教育関係者 (一宮市小中学校長会 会長)
ひらいわ えいこ 平岩 映子	教育関係者 (一宮市小中学校長会 給食委員会委員長)
おおもり じゅんこ 大森 純子	教育関係者 (丹陽南小学校 食育・給食主任)
よしだ すみえ 吉田 寿美枝	教育関係者 (丹陽中学校 食育・給食主任)
かわしま じゅんこ 川島 淳子	教育関係者 (浅井中学校 栄養教諭)
もうり あつこ 毛利 敦子	教育関係者 (木曾川中学校 栄養教諭)
のだ あきこ 野田 亜紀子	教育関係者 (木曾川東小学校 栄養教諭)
みね しずえ 峯 静江	教育関係者 (大和中学校 PTA 母親代表会 会長)
ふるや ようこ 古家 陽子	教育関係者 (千秋中学校 PTA 母親代表会 会長)
よしだ けんじ 吉田 健二	教育委員会が必要と認める者 (一宮地方総合卸売市場(株) 専務取締役)

2. 委嘱期間

令和2年6月25日から令和5年3月31日

一宮市学校給食審議会設置要綱（一部抜粋）

（委員）

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する13人以内の委員で組織する。

- （1） 有識者
- （2） 教育関係者
- （3） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は3年以内とし、この要綱に基づき委嘱する日から審議終了までとする。

ただし、職名をもってあてられた者はその在任期間とし、補欠又は事故により交代したときは、前任者の残任期間とする。

第 4 1 号議案

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の委
嘱について

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の委嘱につ
いて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 2 年 6 月 2 5 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

任期満了のため、一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会
設置要綱第 3 条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員 委嘱候補者

(地域文化広場・市民会館等)

氏名	備考	新任 再任
たかはし しん や 高橋 信 哉	一宮市教育長	再
ほり ひさ し 堀 尚 志	一宮市 教育文化部次長	再
まきの しん や 牧野 信 也	公認会計士	再
うお ずみ なお と 魚住 直 人	学識経験者 (弁護士)	再
にし むら し ま 西村 志 磨	学識経験者 (至学館大学 健康科学部准教授)	再
さうだ みきこ 左右田 三樹子	施設利用者代表 (一宮市民会館)	再
ふ わ ひろし 不破 皓	施設利用者代表 (尾西市民会館)	再
うえだ こ 植田 れい子	施設利用者代表 (地域文化広場)	再
ひら た ひろ こ 平田 博 子	施設利用者代表 (地域文化広場)	再

(一宮スポーツ文化センター等・アイプラザー一宮)

氏名	備考	新任 再任
たかはし しん や 高橋 信 哉	一宮市教育長	再
ほり ひさ し 堀 尚 志	一宮市 教育文化部次長	再
まきの しん や 牧野 信 也	公認会計士	再
うお ずみ なお と 魚住 直 人	学識経験者 (弁護士)	再
にし むら し ま 西村 志 磨	学識経験者 (至学館大学 健康科学部准教授)	再
かわ うら かつ まさ 川 浦 勝 正	施設利用者代表 (一宮スポーツ文化 センター)	再
い どう すず こ 伊藤 鈴 子	施設利用者代表 (一宮スポーツ文化 センター)	再
た なか たもつ 田 中 多茂津	施設利用者代表 (スケート場)	再
はな き のぶ ゆき 花 木 信 行	施設利用者代表 (アイプラザー一宮)	新

(スポーツ施設・体育館施設等)

氏名	備考	新任 再任
の なか ゆうすけ 野 中 裕 介	一宮市 教育文化部長	再
ほり ひさ し 堀 尚 志	一宮市 教育文化部次長	再
あさ い せい じ 浅 井 清 史	公認会計士	再
たか ぎ みち ひさ 高 木 道 久	学識経験者 (弁護士)	再
きく ち ひで お 菊 池 秀 夫	学識経験者 (中京大学 スポーツ科学部教授)	再
まえ しま ひろ し 前 島 弘 嗣	施設利用者代表 (光明寺公園球技場)	再
たか はし み さ こ 高 橋 美佐子	施設利用者代表 (温水プール)	再
いけ だ かおり 池 田 香	施設利用者代表 (尾西スポーツセンター)	再
てら さわ あき お 寺 澤 秋 男	施設利用者代表 (木曾川体育館)	再

2. 委嘱期間

令和2年7月1日～令和3年6月30日

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する公の施設への指定管理者導入に伴い、指定期間中における指定管理者の業務水準を確認するため、指定管理者にかかる実績評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、評価を受ける指定管理者2団体毎に1つの委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 各委員会は、教育委員会が所管する公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）があらかじめ事業計画書に記載された事項と実際に提供されている業務水準について比較検討を行うため、次の事項について審査検討するものとする。

- (1) 指定管理者が提出した事業報告書（月次、四半期、年間）
- (2) 協定書に記載された事項の執行状況
- (3) リスクが発生した場合の協議
- (4) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、または協定書に定めのない事項が生じた場合、教育委員会の求めに応じて行う聴聞
- (5) その他、委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 各委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 教育長又は教育文化部長
- (2) 次長相当職の市の職員
- (3) 公認会計士
- (4) 学識経験者
- (5) 施設利用者代表

2 各委員会に会長、副会長を置き、会長には教育長又は教育文化部長、副会長には次長相当職の市の職員をもって充てる。

3 会長は、各委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年間とする。ただし、教育委員会は、委員の同意を得て、これを延長することができる。

2 委員が辞任し、又は欠けたときは、速やかにこれを補充するものとする。

この場合における任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 各委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 各委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を各委員会に出席させることができる。

4 各委員会は、公開しないものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育文化部教育指定管理課が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、各委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年7月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

一宮市文化財保護審議会委員の委嘱について

一宮市文化財保護審議会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和2年6月25日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

任期満了に伴う改選のため、一宮市文化財保護条例第18条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市文化財保護審議会委員 任命候補者

氏 名	備 考	新任 再任
おがわ いちろう 小川 一朗	古文書	再
なかがわら いくこ 中川原 育子	仏教美術	再
まえだ たかし 前田 隆司	植物	新
の の が き あつし 野々垣 篤	建築	新
きとう ひであき 鬼頭 秀明	民俗	再
ひらまつ よしお 平松 良雄	考古	再

2. 任命期間

令和2年7月1日から令和5年6月30日

第 3 章 一宮市文化財保護審議会

（審議会）

第 16 条 教育委員会に一宮市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（職務）

第 17 条 審議会は、市文化財の指定及び解除並びに文化財の保存と活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、さらにこのために必要な調査研究を行う。

（平 17 条例 70・一部改正）

（組織）

第 18 条 審議会委員は文化財に関し、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する 10 人以内の委員で組織する。

2 委員の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

令和2年6月25日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
相当と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が相当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
5	NPO法人こころとまなびどっとこむ 理事長 たなか まさる 田中 守	中学生のお子様 の不登校に悩む お母さんのため のフリースペー ス スタ活café	・不登校の生徒を持つ保護者、特に母親の悩みや不安を同じような経験をした者に相談することで心の負担を軽減する。また、進路相談など教育に関する情報提供の場として活用する。 ・参加者数(見込)110名	令和2年7月18日 (土)～令和3年3 月31日(水) 隔週土曜日 午後1時～午後4 時	・NPO法人こころとまなびどっとこむ (名古屋市中村区)	無料	(4) (6)
6	西川流役員会 一宮支部 代表 いまだ そいち 今枝 惣一	伝統文化親子教室事業 「日本舞踊を踊りましょう」	・日本の伝統文化である日本舞踊を体験。着物の着つけ、あいさつの仕方、扇の扱い方など演目を決め、振りを覚え、一曲踊れるようにする。 ・参加者・観覧者 小学生とその保護者 20名	令和2年 9月12日(土)～ 令和3年1月31日 (日) 8:30～12:30	アイブラザー一宮	無料	(6)
7	一宮市 市長 なかの まさやす 中野 正康	令和2年度 (第16回) 一宮市環境月間	・市民の環境意識の高揚を目的とした啓発活動 ・市内小学校児童・中学校生徒を対象とした作品募集 ・イラスト(小4・5・6) ・ポスター(中学生)	環境月間 令和2年10月1日 (木)～10月31日 (土) ・展示期間 令和2年9月19日 (土)～11月1日 (日) ・顕彰式 令和2年10月4日 (日)10:30	・作品展示、優秀作品顕彰式 エコハウス138	無料	(1) (6)
8	特定非営利活動法人 メタセコイアの森の仲間 たち 代表理事 ながし こう 永吉 剛	清流王国郡上・ 夏休み子どもキャン プ	・子どもが主体となり、何をして遊ぶのかを自分たちで考えるデイベンチを行う。 ・日帰り ・参加者:東海地方在住の小学生約1125名	令和2年 7月22日(水)～8 月23日(日)	岐阜県郡上市 内	有料 日帰り 11,000円	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
5	愛知県立起工業高等学校 校長 さしはし つかし 佐橋 庸寿	令和2年度 第53回デザイン 展	デザイン科の生徒が 学習の成果を披露す る展覧会	令和3年 1月9日(土) ～ 1月13日(水)	三岸節子 記念美術館	無料	(2) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
3	特定非営利活動法人 アズワン 理事長 いすだ のぶただ 家田 信忠	2020 夏アズワンワンダースクール 自然体験教室	小・中学生を対象にさまざまな体験学習を通して、「人と自然を愛し、大切にする心」を育むスクールであり、体験することで、それぞれの個性を持った仲間を尊重し、生命を育む自然こふれあい、人と自然を愛し、大切にしたいという心を育てることを目的に開催全3コース	8月8日～8月20日	①岐阜県高山市 ②滋賀県高島市 ③長野県下伊那郡阿南町	① ② ③ 35,800円	(4) (6)
4	一宮軟式野球連盟 会長 とりごえ ゆたか 鳥越 豊	第20回一宮春季ティーボール大会	一宮市内の少年野球チームの3年生以下の児童と母親によるティーボール大会	7月23日(祝・木)～7月25日(土)	大野極楽寺公園野球場B・C面	1チーム 4,000円	(3) (6)
5	一宮軟式野球連盟 会長 とりごえ ゆたか 鳥越 豊	一宮ライオンズクラブ旗争奪第21回一宮ティーボール大会	一宮市内の少年野球チームの低学年によるティーボール大会。予選はリーグ戦。決勝はトーナメント戦で実施	9月12日(土)～22日(祝・火)	平島公園野球場	1チーム 4,000円	(3) (6)
6	愛知県一宮総合運動場 場長 もり きよし 森 清	家族の体験活動推進事業「家族でテニスをしよう」	小学生とその家族を対象にテニスを通して親子のコミュニケーションを図り、家族の絆を深める。	8月29日(土)	いちい信金スポーツセンター テニスコート	無料	(4) (6)
7	愛知県一宮総合運動場 場長 もり きよし 森 清	令和2年度秋季テニス教室	一般男女(18歳以上、高校生を除く)を対象に全10回開催。定員各コース20名	・月曜コース 9月7日～11月30日 毎週月曜日(9月21日、11月9日、23日を除く) ・金曜コース 9月4日～11月6日 毎週金曜日	いちい信金スポーツセンター テニスコート	1人 7,500円	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
8	愛知県一宮総合運動 場 場長 森 清	令和2年度 秋季ジュニア テニス教室	小学生を対象に全 10 回開催 定員 25 名	令和2年9月 5日～11月7 日の毎週土曜 日	いちい信金ス ポーツセンタ ー テニスコ ート	人 6,500 円	(4) (6)
9	愛知県一宮総合運動 場 場長 森 清	令和2年度 秋季ジュニア ソフトテニス 教室	小学生を対象に全 10 回開催 定員 25 名	令和2年9月 5日～11月7 日の毎週土曜 日	いちい信金ス ポーツセンタ ー テニスコ ート	1人 6,500 円	(4) (6)
10	愛知県一宮総合運動 場 場長 森 清	令和2年度 秋季はじめて のヨガ教室	一般男女を対象に全10 回開催 定員各コース 10名	・日曜コース 令和2年9月 6日～11月8 日 毎週日曜日 ・木曜コース 令和2年9月 3日～11月5 日 毎週木曜日	いちい信金ス ポーツセンタ ー 会議室	各コース 1人 6,700 円	(4) (6)